

深夜電力

(主契約要綱)

令和8年11月1日実施

沖縄電力株式会社

目 次

I 本 則

1	深夜電力 A	1
2	深夜電力 B	2
3	違 約 金	3
4	解 約 等	4
5	そ の 他	4

II 実 施 細 目

1	深夜電力 A	5
2	深夜電力 B	6

附	則	7
---	---------	---

別	表	8
---	---------	---

I 本 則

1 深夜電力 A

(1) 適用範囲

毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用し、契約電力が 50 キロワット未満の需要であり、かつ、この主契約要綱（以下「要綱」といいます。）実施の際現に深夜電力（令和 8 年 4 月 1 日実施。以下「旧要綱」といいます。）本則 3（深夜電力 A）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について低圧供給条件（自由共通）（令和 8 年 4 月 1 日実施。以下「低圧供給条件」といいます。なお、当社が低圧供給条件を変更した場合には、変更後の供給条件によります。）別表 7（契約電力の算定方法）により算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は 1 キロワット以上といたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および低圧供給条件別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める通電開始時刻が制御可能な機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用する場合の料金は、基本料金、電力量料金および低圧供給条件別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からハによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。ただし、電力量料金は、低圧供給条件別表 2（燃料費調整）(3)により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、低圧供給条件別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(3)により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えた

ものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	386 円 96 銭
---------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	31 円 37 銭
------------	-----------

ハ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の式によって算定された金額といたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額 = 割引対象額 × 15 パーセント

割引対象額 = イの基本料金 + その1月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額

2 深夜電力B

(1) 適用範囲

毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用し契約電力が50キロワット未満の需要であり、かつ、この要綱実施の際現に旧要綱本則4（深夜電力B）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について低圧供給条件別表7（契約電力の算定方法）により算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は1キロワット以上といたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および低圧供給条件別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、低圧供給条件別表 2（燃料費調整）(3)により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、低圧供給条件別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(3)により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	254 円 60 銭
-----------------	------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	29 円 56 銭
-------------	-----------

3 違 約 金

(1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

イ 低圧供給条件 32（違約金）(1)に該当する場合

ロ お客さまが契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）以外の時間に電気を使用された場合

(2) (1)の免れた金額は、この要綱にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内に当社が決定した期間といたします。

4 解 約 等

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。

イ 低圧供給条件 40（解約等）(1)または(2)に該当する場合

ロ お客さまが契約使用時間以外の時間に電気を使用された場合

(2) (1)の場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

(3) お客さまが、低圧供給条件 38（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

5 そ の 他

(1) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(2) 電気の供給を受ける場合は、専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

(3) 当社は、供給設備の状況により、1（深夜電力A）(1)および2（深夜電力B）(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

(4) 当社は、契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

ただし、契約使用時間以外の時間に電気の供給をシャ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

(5) この要綱の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

(6) この要綱に定めのない事項については、要綱の低圧電力 α にかかわる規定を準用するものといたします。ただし、低圧供給条件 39（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。

Ⅱ 実 施 細 目

1 深夜電力 A

(1) 適 用 範 囲

対象となる負荷設備は次のイまたはロに該当するものといたします。

イ 貯湯式電気温水器、蓄熱式空調機器等蓄熱により深夜に電気を使用するもの。

ロ 電気の使用実態がイに準ずる場合で、当社が認めたもの。

(2) 通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

イ 通電制御型夜間蓄熱式機器

(イ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(ロ) 当社は、別表（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ロ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の算定

(イ) 契約負荷設備に通電制御型夜間蓄熱式機器以外の負荷設備がある場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の式によって算定いたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額 = 割引対象額 × 15 パーセント × 割引対象率

割引対象率 = $\frac{\text{通電制御型夜間蓄熱式機器の負荷設備容量(入力)}}{\text{契約負荷設備の総容量(入力)}} \times 100$

なお、割引対象率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外され、または割引対象率に変更となることにより、料金に変更があった場合は、低圧供給条件 19（日割計算）により日割計算をいたします。

(ハ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通

電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

- (二) (ロ)または低圧供給条件 18（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合、それぞれの期間の使用電力量は、その1月の使用電力量を料金に変更となる日の前後の期間の日数に契約電力を乗じた値の比率であん分したものといたします。

2 深夜電力B

適用範囲

対象となる負荷設備は次の(1)または(2)に該当するものといたします。

- (1) 貯湯式電気温水器、蓄熱式空調機器等蓄熱により深夜に電気を使用するもの。
- (2) 電気の使用実態が(1)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

附 則

1 実 施 期 日

この要綱は，令和8年11月1日から実施いたします。

2 この要綱の実施等にもなう切替措置

この要綱実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては，低圧供給条件18（料金の算定）および低圧供給条件19（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

別 表

通電制御型夜間蓄熱式機器

通電制御型夜間蓄熱式機器とは、次の(1)または(2)に該当するものをいいます。

(1) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

イ 給水温度を検知できること。

ロ イの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

ハ ロの熱量から所要通電時間数を算出できること。

ニ 契約使用時間終了時刻からハの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(2) (1)に準ずる場合で、当社が認めたもの。